

# 平成26年4月1日から 三重県所管の長期優良住宅の 申請窓口が変わりました。

■ 窓口は次のとおりです。(県所管分が、これまでの窓口(県土整備部住宅課)から改まりました。)

建築しようとする住宅の所在地	申請窓口	電話番号
・いなべ市・木曾岬町・東員町	桑名建設事務所 建築開発室 〒511-8567 桑名市中央町 5-71	(電話)0594-24-3667 (FAX)0594-24-3696
・※亀山市・菟野町・朝日町 ・川越町	四日市建設事務所 建築開発室 〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	(電話)059-352-0684 (FAX)059-352-0666
・多気町・明和町・大台町	松阪建設事務所 建築開発室 〒515-0011 松阪市高町 138	(電話)0598-50-0587 (FAX)0598-50-0624
・伊勢市・玉城町・度会町 ・南伊勢町・大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室 〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	(電話)0596-27-5210 (FAX)0596-275256
・鳥羽市・志摩市	志摩建設事務所 建築開発課 〒517-0501 志摩市阿児町鶴方 3098-9	(電話)0599-43-9651 (FAX)0599-43-1353
・※伊賀市・※名張市	伊賀建設事務所 建築開発室 〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	(電話)0595-24-8239 (FAX)0595-24-8241
・尾鷲市・紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課 〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号	(電話)0597-23-3546 (FAX)0597-23-2576
・熊野市・御浜町・紀宝町	熊野建設事務所 建築開発課 〒519-4393 熊野市井戸町 371	(電話)0597-89-6148 (FAX)0597-89-6152

※ 亀山市、伊賀市、名張市の住宅で建築基準法第6条第4号に該当するもの(43条但し書き許可等、県が許可したものは除く)については、各市の担当窓口申請してください。

三重県県土整備部住宅課  
TEL:059-224-2720  
FAX:059-224-3137  
mail:jutaku@pref.mie.jp